

—平成31年度—

## 滝沢市保育施設入所申込み・支給認定案内

滝沢市ご当地キャラクター  
「ちゃくぼん」

お申込みの際には下記3点を必ずお持ちください。

①印鑑 ②保護者の個人番号カード（または通知カード） ③本人確認書類（免許証等）

## 1 保育施設とは

保護者が働いていたり、病気にかかったりしているため、日中お子さんの保育ができないとき、保護者に代わってその子どもを保育するところです。

したがって、保育施設に入所できるのは、何らかの事情で保育の必要性が認められたお子さんです。「集団生活に慣れさせたい」等の理由では、入所することができません。

また、同居している未就学児のうち、家庭での保育を希望する（家庭保育可能な）お子さんがいる場合は、特段の事情がないかぎり、その他の子だけの申し込みはできません。

## 2 申込みにあたって

## (1) 申込み書類の配布場所

①市児童福祉課窓口 ②市ホームページ

## (2) 受付場所

市児童福祉課（滝沢市役所 本庁舎④番窓口）

## (3) 受付時間

平日8時30分～17時15分まで

※水曜日の窓口延長時間帯（17時15分～19時）は受付しておりません。

## (4) 申込み日程

## ①受付開始日

前月入所の申込み締切日の翌日（例えば、6月入所希望の場合は5月の申込締切日の翌日）。ただし、4月入所については平成30年11月1日。

## ②申込み締切日等

入所希望月毎に下記の申込締切日まで市児童福祉課で受け付けます。入所枠公表は締切月の7日前後、申込み締切は締切月の15日前後です。ただし、日程は変更となる場合があります。

入所月	入所枠公表日	申込締切日	結果発送(公表)
4月(第1期)	平成30年12月7日	平成30年12月21日	平成31年2月8日
4月(第2期)	平成31年2月13日	平成31年2月20日	平成31年2月28日
4月(第3期)	3月5日	3月12日	3月20日
5月	4月5日	4月15日	4月24日
6月	5月7日	5月15日	5月24日
7月	6月7日	6月14日	6月24日
8月	7月5日	7月12日	7月24日
9月	8月7日	8月15日	8月23日
10月	9月6日	9月13日	9月24日
11月	10月7日	10月15日	10月24日
12月	11月7日	11月15日	11月22日
1月	12月6日	12月13日	12月24日
2月	平成32年1月7日	平成32年1月15日	平成32年1月24日
3月	1月24日	1月31日	2月10日

### 3 申込みから決定までの流れ

#### (1) 各月申込締切日までに、児童福祉課に申込み

書類に不備がある場合は、受付・審査ができない場合があります。また、窓口の混雑状況によっては、書類のチェックに時間がかかることがあり、お待ちいただくことがあります。

提出には、日にち・時間に余裕をもって来庁いただきますようお願いいたします。



#### (2) 入所選考

入所選考は、市児童福祉課の入所審査会で書類審査によって公正な基準・方法により行い、保育が必要な方を優先し入所を決定します。申込み順ではありません。

入所できる  
場合

入所できない  
場合

#### (3) 入所

- 結果発送（公表）日に、市児童福祉課より「入所承諾通知書」を郵送します。
- 入所する保育施設で面接と入所説明が行われますので、保育施設へ直接ご連絡ください（保育施設から先に連絡がある場合もあります）。
- 毎月の1日からの入所になります。
- 提出書類に虚偽の記載があった場合や、連絡なく申込み内容に変更が生じていた場合は、内定は取消しとなります。また、入所後にそれらの事実が明らかになった場合は退所となります
- 特別な事情により入所内定を辞退される場合は、速やかに児童福祉課にご連絡ください。

#### (3) 保留

- 結果発送（公表）日に、児童福祉課より「入所保留通知」を郵送します（初回審査時のみ。翌月以降の審査結果は、入所が内定した方のみ文書でお知らせいたします。）。
- 定員等の都合により入所ができなかった場合で、次月以降も審査を希望される場合は、平成31年度内は継続して入所審査を行います（平成32年3月入所審査まで）。翌年度4月以降の審査を希望する場合には、再度申し込みが必要です。
- 次月以降の審査について、申込締切日前であれば、お電話等で希望施設を変更できます。また、転職や新規就労等、家庭状況の変更があった場合は、各月申込締切日までに関係書類をご提出ください。
- 申込みを取下げの場合は、速やかに児童福祉課にご連絡ください。

#### ◆保育実施年齢早見表◆

生 年 月 日	就学前までの期間	クラス年齢
平成25年4月2日～平成26年4月1日生	平成32年3月31日まで	5歳
平成26年4月2日～平成27年4月1日生	平成33年3月31日まで	4歳
平成27年4月2日～平成28年4月1日生	平成34年3月31日まで	3歳
平成28年4月2日～平成29年4月1日生	平成35年3月31日まで	2歳
平成29年4月2日～平成30年4月1日生	平成36年3月31日まで	1歳
平成30年4月2日～平成31年4月1日生	平成37年3月31日まで	0歳
平成31年4月2日～平成32年4月1日生	平成38年3月31日まで	

## 4 支給認定について

平成27年4月から開始した子ども・子育て支援新制度に伴い、保育施設を利用される際は、保育を必要とする理由や保育の必要量等を市が判断するために、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（以下「支給認定申請書」といいます。）」を提出する必要があります。

保育施設の入所申込をする方は、保育施設入所申込書が支給認定申請書を兼ねていますので、各項目を漏れなく記載し、ご提出ください。

### (1) 支給認定の区分

認定区分		保育の必要性	年齢	利用時間	利用先
1号認定	教育認定	なし	満3歳以上	教育標準時間	幼稚園、認定こども園幼稚園
2号認定	保育認定	あり	満3歳以上	保育標準時間	保育所、認定こども園保育部等
3号認定				保育短時間	
		保育標準時間			
		保育短時間			

### (2) 保育認定について

保育認定（2号認定、3号認定）には、次のⅠからⅡまでが考慮されます。

#### Ⅰ 保育を必要とする理由

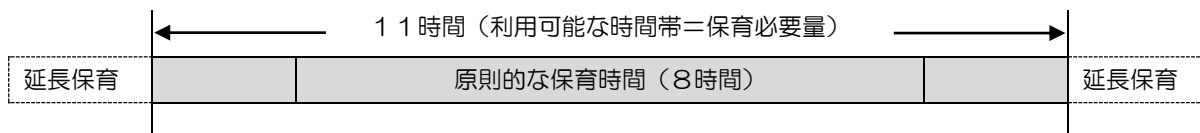
- ① 居宅外で労働することを常態としていること。
- ② 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ③ 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと（出産予定日を基準とし産前8週、出産日を基準とし産後8週）。
- ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること。
- ⑤ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいをもつ同居の親族を常時介護していること。
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑦ 求職活動をしていること（ただし、保育施設に入所した月を含め3か月以内に就労されなかった場合は退所となります。）。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）。
- ⑩ 滝沢市福祉事務所長が認める①～⑨に類する状態にあること。

#### Ⅱ 保育の必要量

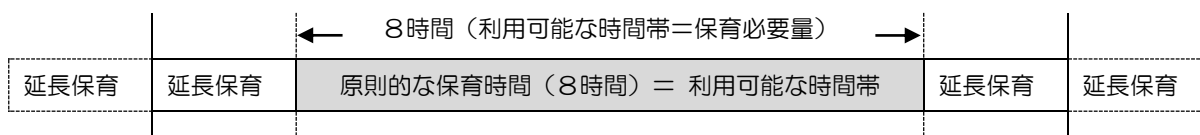
保護者の状況を客観的に確認し、保育利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」に認定します。それぞれの保育必要量に応じて以下の保育利用時間が設定されます。

通常保育時間及び延長保育時間については、各施設にお問い合わせください。

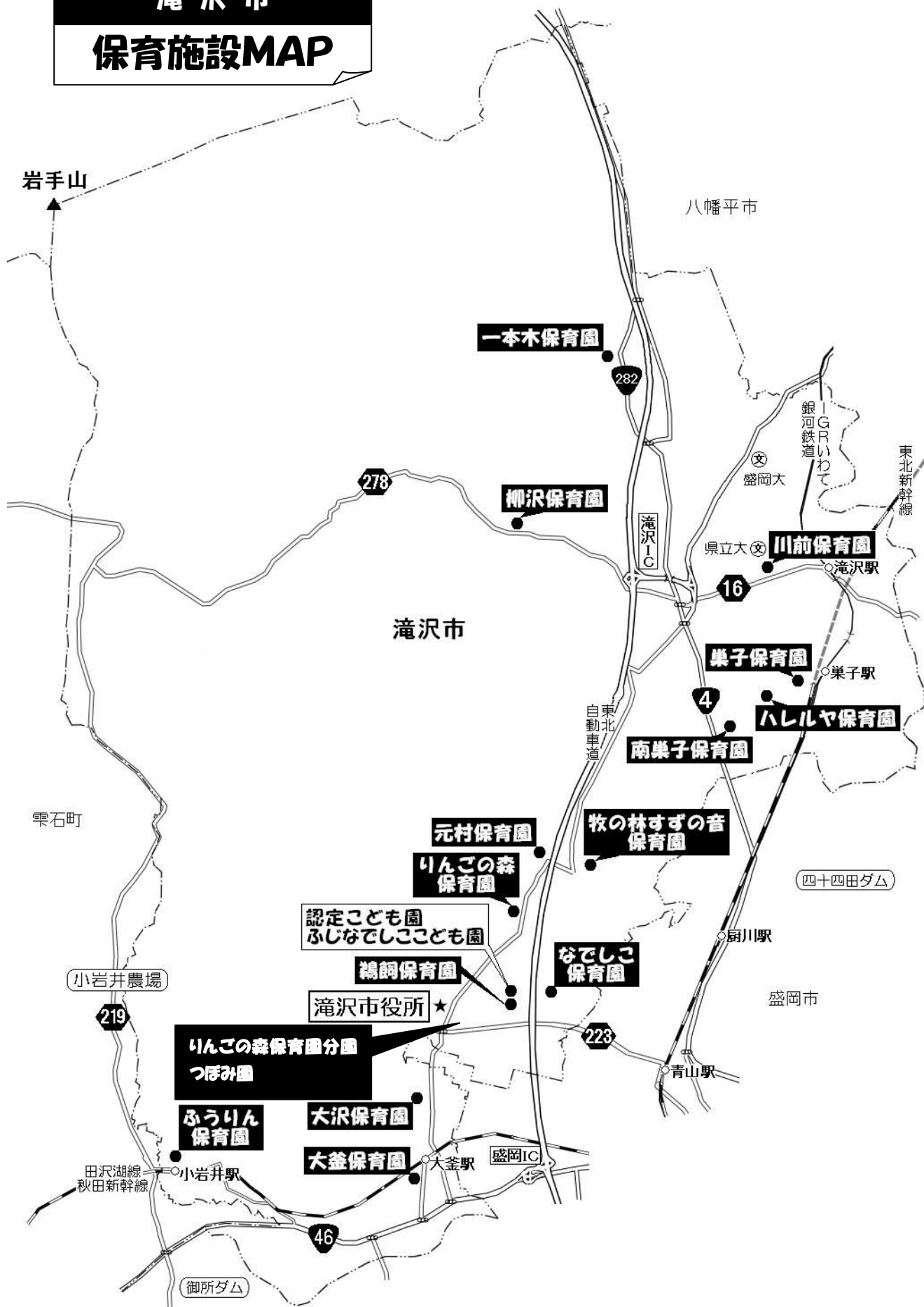
<保育標準時間> 1か月あたり120時間程度の就労を下限とする



<保育短時間> 1か月あたり48時間の就労を下限とする



# 滝沢市 保育施設MAP



(1) 保育施設一覧(通常保育開所時間 午前7時～午後6時まで)

①保育所 ◆保育開始の時期・・・生後8週を経過した日の翌月1日から(全施設共通)

	保育施設名	定員	所在地	電話番号	一時保育 ※別途料金	休日保育 (○は自施設で、 ※は他施設で実施)	延長保育 ※別途料金。
①	ふうりん保育園	45	大釜風林 59-17	686-2155	○	※	午後6時～午後8時
②	大釜保育園	120	大釜田の尻 42-1	687-3030	○	○	午後6時～午後8時
③	大沢保育園	50	大沢堰合 32-2	687-2509	○	※	午後6時～午後8時
④	鶴飼保育園	130	鶴飼笹森 1-2	687-1375	○	○	午後6時～午後8時
⑤	元村保育園	120	外山 86-17	684-2222	○	※	午後6時～午後8時
⑥	りんごの森保育園	90	鶴飼細谷地 146-45	687-3000	○	※	午後6時～午後8時
⑦	りんごの森保育園 分園 つぼみ園	20	下鶴飼 100-1	601-5776	×	※	午後6時～午後7時
⑧	牧の林すずの音保育園	120	牧野林 891-8	699-2230	○	※	午後6時～午後8時
⑨	なでしこ保育園	100	室小路 251-2	699-3080	○	※	午後6時～午後7時
⑩	南巣子保育園	120	巣子 1162-38	688-7706	○	○	午後6時～午後8時
⑪	ハレルヤ保育園	75	葉の木沢山 555-5	688-6773	○	※	午後6時～午後7時
⑫	巣子保育園	90	葉の木沢山 442-6	688-2270	○	※	午後6時～午後8時
⑬	川前保育園	90	巣子 152-91	688-4145	○	※	午後6時～午後8時
⑭	一本木保育園	45	柳原 74-1	688-2662	○	※	午後6時～午後8時
⑮	柳沢保育園	45	柳沢 1370-4	688-4335	○	※	午後6時～午後8時

②認定こども園(保育部分)

①	認定こども園 ふじなでしここども園	90	鶴飼狐洞 1-102	684-3404	○	※	午後6時～午後7時
---	----------------------	----	------------	----------	---	---	-----------

※認定こども園は、入所の申込受付・審査を市が行い、市で定めた保育料を施設に納めていただきます。

(2) 一時的な預かり等について

①一時保育

保護者の就労や傷病、冠婚葬祭等の理由により一時的に家庭での保育が困難になる場合に、利用できます。利用にあたっては事前に面談を含めた登録が必要です。希望する保育施設へ直接お申し込みください。

②休日保育

市内保育施設に入所しているお子さんや市内に住所がある方で市外保育施設に入所しているお子さんについて、休日に家庭で保育が困難な場合、休日保育が利用できます。

休日保育の利用対象者は、日曜日や祝日も平日と同じ理由(主に就労)により保育が必要な方のみとなります。就労証明書等で日曜日や祝日に保育が必要であると認めるときは「休日保育利用登録証」を発行しますので、利用を希望される方は、あらかじめ滝沢市へ利用登録の申込みをしていただきます。

その際は、利用の15日前までに児童福祉課への「休日保育等利用登録申込書」の提出及び利用を希望する施設への連絡をお願いします。

ただし、実施施設の行事及び職員の配置状況等によって利用できない場合があります。

③延長保育

通常保育時間以外の保育を希望する場合は、入所保育施設へ直接お申し込みください。別途延長保育料がかかります。

## 6 保育の実施について

### (1) 申込みに必要な書類

#### ①全世帯

- 保育施設入所申込書（兼保育台帳）
- 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（申込み児童1人につき1部）
- 健康状況申告書（申込み児童1人につき1部）
- マイナンバーを確認するための書類
- 家庭の状況を確認する書類



#### ◆保護者について、下表いずれかの書類が必要です（1世帯につき各1部）。

※単身赴任等で別居中の方も、上記書類が必要です。ただし、住民票上別居中かつ離婚調停中の場合は配偶者の書類を省略できますのでご相談ください。

#### ◆60歳未満の同居の祖父・祖母について、状況について確認するため、下表の状況に該当する場合はいずれかの書類が必要です。

※60歳未満の同居の祖父・祖母が、就労等の状態になく保育できる場合又は就労等が確認できる書類が提出されない場合には、優先順位が下がります（住民登録上で世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は同居とみなします）。

状 況		提出書類	添付書類
会社に雇用されている (休業中の方も必要です。休業からの復職の場合は、必ず復職日の記載があるものをご提出ください。)		就労(予定)証明書 [※]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人加入の健康保険証の写し(滝沢市より交付される国民健康保険証は不可)</li> <li>・雇用先からの健康保険証の交付が無い方は、直近の給与明細の写し</li> <li>・新規採用者は、採用決定通知・雇用契約書の写し</li> </ul>
自営業をしている (事業・農業・酪農等)		就労申告書[※]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心者(事業主)の確定申告書(控)の写し</li> <li>・新規事業開始の場合、事業開廃業届出書控、営業許可証の写し等</li> </ul>
内職をしている		就労(予定)証明書 [※]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注請書及び直近給与明細の写し</li> <li>・新規の場合、雇用契約書等の写し</li> </ul>
仕事を探している(求職中)		求職活動申出書[※]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークの登録証等の写し</li> </ul>
出産の前後		母子健康手帳の写し(表紙および出産予定日記載ページ)	
疾病等	身体障害者手帳 1~2 級、 精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳Aの方	障害者手帳等の写し	
	要介護 4~5 の方	介護保険被保険者証の写し	
	特別児童扶養手当 1 級の方	特別児童扶養手当証書の写し	
	上記以外の病気、障がい者、 要介護者等の方	診断書(世帯員用)[※]	
同居親族等の看護・介護		看護・介護が必要な方の診断書(世帯員用)[※]	
就学、職業訓練校等		学生証または在学証明書の写し及び日数・時間のわかる授業日程表 (内定者は、合格通知書の写し、および授業日程表)	

#### ②該当者のみ

離婚調停中 (住民票上も別居中の場合)	調停の事実が確認できるもの(調停期日通知書の写し等)及び本人の申立書
認可外保育施設を利用している	受託証明書[※] (申込児童が月契約で利用している場合)
ひとり親・生活保護世帯	「児童扶養手当証書」又は「ひとり親家庭医療費受給者証」 「生活保護受給証明書」又は「生活保護変更通知書」
出生時に異常のあった1歳未満の 低出生体重児や要観察の児童	医師の意見書(低出生体重児用)[※]
生計を一にする別居中の子がいる	被扶養の確認できる書類(被扶養者名が記載の源泉徴収票の写し、 別居児童の健康保険被保険者証の写し等)

[※] 市の定める様式を使用してください。

## (2) 家庭状況に応じた保育認定

保育の必要性の事由のうち、「就労」「就学」「親族の介護・看護」については、保護者の状況を書面にて確認し、保育の必要量の認定を行います。

「妊娠・出産」「保護者の疾病・障がい」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」については、「保育標準時間」利用の認定とするものと定められています。

また、「求職活動中」「育児休業中」については、その保育の必要性の実態を踏まえて、「保育短時間」利用の認定をするものとします。

※「就労」は、1日4時間以上かつ月12日以上、平均月収3万円以上が常態であることが最低要件となります。要件に満たない場合は求職活動中と同様の取り扱いとなります。1年度内で求職活動を理由に入所できる期間（求職猶予期間）は、3か月までです。

## (3) 保育の実施期間

保育の実施期間は、小学校就学までの保育の必要性があると認められた期間です。保育の必要性がない場合は期間の途中でも退所となります。毎年、年度の変わり目に継続して入所可能かどうかを審査するため、継続入所手続きをしていただきます。

年度途中で退職し求職活動に入った場合も含め、求職活動を理由とした保育の実施期間は、1年度内3か月までです。また、求職活動を理由とした入所申込ができるのは1年度内に1回のみです。

産前産後を理由として入所した場合は、入所承諾期間満了（出産日以降8週経過したの日が属する月まで）後、退所となります。次月以降も引き続き保育をご希望の場合であっても、再度新規の入所申込みが必要です。

## (4) 保育時間

午前7時から午後6時までの間、保育の必要性に応じて保育します。

就労時間等の都合により延長保育を希望する場合は、入所した保育施設に直接申込みを行ってください。別途、延長保育料がかかります。

## (5) 入所後の各種届出について

保育施設入所後も、住所や就労状況等、家庭状況に変更があった場合は必ず届出が必要です。各種届出書がございますので児童福祉課へお問い合わせのうえ、速やかにお手続きください。

【例】保護者が退職した、就労先が変わった、妊娠した、婚姻・離婚した、転居や転入者により世帯構成が変わった、市外へ転出した、手帳等が交付された など

〔注〕事実と違う内容の申し立てをしたことが判明した場合、保育の実施を解除（退所）する場合があります。

## (6) 広域入所について

他市町村の保育施設をご希望の場合でも、入所月の1日時点で滝沢市に住所がある方は申込み手続きは滝沢市で行うこととなります（希望保育施設欄に他市町村の保育施設名を記載してください）。保育料も市の定めた金額となります。

また、入所中に他市町村へ転出（又は他市町村から転入）し、転出・転入後も現在入所中の保育施設に継続して入所したい場合は、広域入所のお申込みが必要ですので、ご相談ください。

## 7 保育料について

保育料は、国、県、滝沢市の負担金とともに、保育施設を適切に運営するための経費をまかなうものとして、保護者（扶養義務者）の皆さんに負担していただいているものです。

なお、施設によって、保育料の他に別途経費がかかる場合もあります。

### (1) 保育料の算定

保育料は市（区町村）民税を基に算定されます。収入及び税額の確認できる資料をご提出いただく場合があります。期限までに提出がない場合や不備がある場合、保育料は暫定的に最高額となります。

#### ① 前期（4月から8月まで）の保育料

平成30年度市（区町村）民税額（平成29年分所得）に基づき決定します。下表をご確認ください。

平成30年1月1日 時点の住所地	提出書類
滝沢市	<u>特に提出いただく書類はありません。</u> ※ただし、申告の必要があるのに未申告の方や、収入が無い又は少ないために確定申告の義務がない場合でも、会社が給与報告していない場合やどなたの扶養にも入られていないなどの場合は、市町村民税額の把握ができないため、市町村民税の申告が必要になります。
その他の市町村	<u>以下のいずれかの書類を提出してください。</u> ●平成30年度市町村民税額・所得金額（平成29年分）・所得控除額の内訳がわかる所得課税証明書（平成30年1月1日時点の住所地の市町村で取得できます）。 ●平成30年度特別徴収税額決定通知書（納税義務者用） ●平成30年度市・県民税納税通知書（課税明細書）

#### ② 後期（9月から翌年3月まで）の保育料

平成31年度市（区町村）民税額（平成30年分所得）に基づき決定します。下表をご確認ください。

平成31年1月1日 時点の住所地	提出書類
滝沢市	<u>特に提出いただく書類はありません。</u> ※ただし、申告の必要があるのに未申告の方や、収入が無い又は少ないために確定申告の義務がない場合でも、会社が給与報告していない場合やどなたの扶養にも入られていないなどの場合は、市町村民税額の把握ができないため、市町村民税の申告が必要になります。
その他の市町村	<u>以下のいずれかの書類を提出してください。</u> ●平成31年度市町村民税額・所得金額（平成30年分）・所得控除額の内訳がわかる所得課税証明書（平成31年1月1日時点の住所地の市町村で取得できます）。 ●平成31年度特別徴収税額決定通知書（納税義務者用） ●平成31年度市・県民税納税通知書（課税明細書）

※市内、市外保育施設を問わず滝沢市民は同じ額です（本誌P.13～P.16 保育料表参照）。

※祖父母等と同居している場合で、父と母の収入額が生活保護制度の最低生活費以下と判断される場合は、同居の祖父母等の書類も必要となります。

※母子（父子）家庭の方や、世帯員に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合、保育料が軽減される場合がありますのでお申し出ください。



## (2) 保育料の納付方法

保育料の納付方法は、原則、口座振替としていきます。保育所保育料納入通知書に口座振替依頼書を同封いたしますので、ご記入のうえ、口座振替を希望する金融機関へお申込み下さい。

※認定こども園の保育料は、施設に納めてください。

## (3) 保育料の変更等

下記に該当する方は、保護者からの申請により保育料が変更になる場合がありますのでご相談下さい。

- ・兄弟姉妹が「幼稚園」等に入所している（入所した）場合
- ・大規模災害で補償の範囲を超える出費があった場合
- ・世帯員で、新たに障がいの認定を受けた方がいる場合
- ・新たにひとり親世帯（母子家庭・父子家庭）となった場合
- ・新たに生活保護世帯となった場合
- ・扶養している別居中の子がいる場合

## (4) 保育料の納入通知書

保育料の納入通知書については、前期分（4月～8月分）は4月に、後期分（9月～翌年3月分）は9月に、保育施設を通じてお渡しします（ただし、市外保育施設に入所の場合は、児童福祉課から郵送します）。

4月、9月以外の月から入所した場合は、入所月の初旬に児童福祉課から郵送します。

## (5) 保育料の支払

保育料は日割り計算はありませんので、毎月1日に在籍がある場合、通所日数に関わらず、1か月分の保育料をお支払ください。

保育料を滞納した場合は、児童手当からの保育料特別徴収や不動産・給与・銀行預金等の差押処分をすることがあります。

保育料の支払いに関する相談には随時対応いたします。支払いが滞る前にご相談ください。

# 8 その他の保育

## (1) 病児保育

保護者の仕事や都合で病気のお子さんや病み上がりのお子さんを保育できない場合に、一時的にお子さんをお預かりします。市内には2か所の施設があり、対象は生後3か月から小学校6年生までで、利用料は1日2,200円です。利用に際しての詳細は直接施設へお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号	預かり保育時間
キッズケアルーム風船	穴口377-1 山口クリニック2F	641-6828	8:00~18:00（月~金曜日） （土曜日は12:30まで）
グレイス病児保育室	葉の木沢山556-17	688-1589	月曜日から金曜日まで 8:30~17:30

## (2) 滝沢市ファミリー・サポート・センター

「育児の援助を受けたい人（依頼会員）」と「育児の援助に協力できる人（援助会員）」が、それぞれファミリー・サポート・センターに会員登録し、必要なときに会員同士で子育ての援助活動（有償）を行う組織です。支援の対象となるのは、生後3か月から満12歳までのお子さんです。

### ●問い合わせ先

滝沢市ファミリー・サポート・センター（「スマイル・すまいる」内）

所在地：鶴飼笹森5-25 電話：684-6158 受付時間：9:00~16:30（月~金曜日）

### ●利用料金（1時間あたり）※兄弟での利用の場合は2人目から半額となります。

平日 7:00~19:00	500円
平日 19:00~21:00	600円
土・日・祝日・年末年始（終日）	600円

## 9 よくあるお問い合わせ

### (1) 入所に関すること

Q1：現在、育児休業中で7月10日に職場復帰をする予定ですが、何月からの入所を希望することができますか？

A：復職日の属する月から申込みができますので復職予定の7月入所から申込みができます。  
復職日は就労証明書等により確認いたしますので、書類に明示してください。

Q2：出産予定です。上の兄弟は産前産後の理由で何月からの入所を希望することができますか？

A：出産予定日から8週間前の日が属する月の入所から申し込みができます。  
なお、実際の誕生日から8週間経過後の属する月の末日までが保育実施期間となりますので、誕生日により保育実施期間が変更となる場合があります。

ex. 出産予定日6月18日（出産日6月20日）の場合

産前 … 8週前は4月24日になるため、4月入所からの申込みができます。

産後 … 8週後は8月15日になるため、8月末までが保育実施期間です。

Q3：現在通っている保育施設から他の保育施設へ移ることはできますか？

A：新規で転園の申込みが必要です。入所の場合と同様に選考して決定します。  
※転園が内定した時点で、現在入所している保育施設には、別の児童が内定している場合がありますので、元の保育施設には戻ることはできません。特別な事情により辞退する場合は、早急に児童福祉課に申し出てください。

Q4：滝沢市に転入予定ですが、転入前に保育施設の申込みは可能ですか？

A：滝沢市での住所が確定していれば申込みは可能です。申込時点で住民票を滝沢市に異動していない場合は、アパート等の賃貸契約書の写しや土地売買契約書の写し等を添付してください（実家の場合は、実家の所在地を確認いたします）。ただし、入所申込月の前日までに住民票が滝沢市に異動していなければ内定は取り消されます。

Q5：現在求職中ですが、保育施設の入所申込みは可能ですか？

A：可能です。ただし、入所決定後3か月以内に就労していただく必要があります。期間内に就労できなかった場合は退所となります。

また、退所となった場合、同一年度内に求職活動を理由とした再申込みはできません。

なお、保育施設に求職者枠がない場合は入所できません。

Q6：育児休暇を取得すると保育施設に入所中の兄弟も退所になりますか？

A：育児休業は、基本的に保護者の方が育児のために家庭にいらっしゃるの、「保育が必要」という要件に該当しないため、在園児は原則的に入所解除（退所）となります。

しかし、国の保育方針を受け、特例として、育児休業に入った時点で、すでに在籍している児童については、保育施設の団体生活の中で養われる社会性などの重要性に着目し、入所している保育施設長の意見を参考としたうえで入所を継続することができます。

この特例を適用するためには、育児休業に入る前に、別途申請手続きが必要になります。妊娠が分かった時点で、市児童福祉課にて世帯状況変更手続き（世帯状況変更届及び母子手帳の表紙と予定日のページの写しを提出）をしてください。

特例による在所児の継続入所期間は、原則として育児休業対象児の満1歳誕生月の前月末日までとなります。復職する月の出生児童の入所申請を提出してください。

## (2) 保育料に関すること

Q1：離婚し母子（父子）家庭となったのですが、保育料は無料になりますか？

A：保育料は、保護者の方の市町村民税の課税状況に基づき決定となりますので、無料になるとは限りません。

Q2：通常の保育料で何時から何時まで保育施設を利用することができますか？

A：通常の開所時間は午前7時から午後6時までの間で、保育の必要性に応じた時間です。定まった保育時間以降の保育を希望する方は、「延長保育」を利用することができます。別に申込みが必要ですので、各保育施設にお問い合わせください（別途、延長保育料がかかります）。

### ★ お問い合わせ ★

〒020-0692 滝沢市中鶴飼 55 番地  
滝沢市福祉事務所 児童福祉課

電話：019-656-6520

市ホームページ：<http://www.city.takizawa.iwate.jp>

開庁時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分

※水曜日は 8 時 30 分～19 時 00 分

# お知らせ 保育施設入所申込にはマイナンバーが必要です

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行及び子ども・子育て支援法の一部改正により、保育施設の手続きに個人番号（マイナンバー）が必要となりました。

個人番号は、保育料の算定及び支給認定に係る事務において利用します。新規の申し込みの際には、「保護者（※1）の番号確認」と「本人確認」を行いますので、下記のとおり書類をご用意ください。

## ◆マイナンバーの記入が必要な方

父・母・申込児童・同居する祖父母

※申込み児童以外の兄弟姉妹、おじ、おば等については、次の事由に該当する場合は記載が必要です。

○身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児童

## ◆保護者が、市役所窓口提出する場合

保護者の個人番号確認資料	保護者の本人確認資料
<p>&lt;以下からいずれか1点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード</li> <li>通知カード</li> <li>マイナンバーが記載された住民票（原本）</li> </ul>	<p>&lt;顔写真入りの証明書の場合…以下からいずれか1点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード（※2）</li> <li>運転免許証</li> <li>パスポート</li> <li>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳</li> <li>在留カード 等</li> </ul> <p>&lt;顔写真無しの証明書の場合…以下からいずれか2点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険被保険者証</li> <li>年金手帳</li> <li>公共料金の領収証</li> <li>社員証、学生証</li> <li>納税通知書 等</li> </ul>

## ◆保護者以外の方（代理人）が、市役所窓口提出する場合

【例】保護者欄には父の名前が記載してあり、窓口には母・祖父・祖母が来る場合

保護者（例：父）の個人番号確認資料	代理人（例：母・祖父・祖母）の本人確認資料	代理権の確認書類
<p>&lt;以下からいずれか1点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード</li> <li>通知カード</li> <li>マイナンバーが記載された住民票（原本）</li> </ul>	<p>&lt;顔写真入りの証明書の場合…以下からいずれか1点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード（※2）</li> <li>運転免許証</li> <li>パスポート</li> <li>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳</li> <li>在留カード 等</li> </ul> <p>&lt;顔写真無しの証明書の場合…以下からいずれか2点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険被保険者証</li> <li>年金手帳</li> <li>公共料金の領収証</li> <li>社員証、学生証</li> <li>納税通知書 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委任状</li> </ul>

※1 保護者とは、入所申込書の保護者欄に記載のある方のことを指します。

※2 写真入りの個人番号カードで本人確認もできます。